

主任介護支援専門員更新研修に関する Q&A

長崎県介護支援専門員協会

【事例の提出について】

Q1,主任介護支援専門員更新研修を受講する前に準備することがあるのか？

【A1】研修受講前に自身の『介護支援専門員の指導・支援の実践事例』を提出する必要がありますので、指導をした際には記録を残しておくようにしてください。提出様式は当協会ホームページでご確認ください。

Q2,指導事例の提出が必要となっているが、現任でないと受講できないのか。また、現任としての指導事例がない場合、どのようにしたら良いか。

【A2】現任でなくても、受講は可能です。但し、指導事例の提出がなければ受講はできません。

事例については過去のものでも構いませんが、実務従事時に継続して指導を行った事例の提出をお願いします。

また、指導事例がない場合、当協会作成の事例（ホームページ掲載）を使用いただき、介護支援専門員へどのような指導・助言が必要かの視点に基づき、各様式の作成をお願いします。

Q3,事業所が1人体制等により指導事例がない場合、どうしたら良いか。

【A3】指導事例が提出できない場合、受講できません。

主任介護支援専門員は他の介護支援専門員に対する助言・指導などを実践することを目的に制度化された資格であり、資格取得後は指導・助言の経験があることが前提となりますが、指導事例がない場合の取り扱いについては Q2 の回答のとおりです。

Q4,実務研修の研修実施機関として実習生を受け入れ、指導を行った場合、『指導事例』に該当するのか。

【A4】指導・助言を『他の介護支援専門員』に対し、マンツーマンで実践したものを『指導事例』とするため、実務研修受講生に対する指導は指導事例には該当しません。

Q5,指導事例として、受講生とは別事業所の事例を提出する場合の個人情報の取り扱いはどのようにしたら良いか。

【A5】利用者が特定されないように氏名や生年月日、住所等の個人情報をマスキングする等十分留意してください。

2005年4月施行の個人情報保護に関する法律では、個人情報の目的外使用や個人データの第三者提供の場合には、原則として本人の同意を得ることを求めています。ただし、個人情報の匿名化を図ることで、利用者等の識別ができないものは個人情報とはみなされなくなります。

(参考) マスキングについて

◎マスキングの基本：利用者個人が特定されないこと
個人情報とは

- ・利用者,家族：氏名,住所,電話番号,生年月日など
- ・主治医,サービス事業所：名称,氏名,電話番号など

◎検討できる資料になること

※マスキングにより事例の理解が進まなくなるものに留意

- ・性別,年齢,続柄など

Q6,特定事業所加算算定要件の事例検討会等で、他事業所の介護支援専門員へ指導した場合、『指導事例』となるのか。

【A6】Q4の回答記載の通り、マンツーマンで個別事例の指導・助言を実践したものを指導事例とします。よって、事例検討会で検討した事例については指導事例にあたりません。

Q7,指導事例について1回の指導でも指導事例として良いのか。

【A7】介護支援専門員に対して『複数回』継続して指導・支援を実践したものを指導事例とします。

1回の単発指導は指導事例とはみなしません。

Q8,指導事例について示されている『7 類型』の考え方について詳しく教えてほしい。

【A8】厚生労働省より示された『7 類型』は介護支援専門員法定研修全般に適用された標準型で、多様なニーズを持つ利用者への実践的な対応力強化などを目的に導入されています。

事例の選定については、複数の側面を併せ持つ利用者が多いと考えらることから、必ずしも1つの事例が1類型のみとは限らず、1つの事例に複数類型を含んでも構いません。

最低3事例の提出をお願いします。